

高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間に向けて

熊本県では、例年11月から4月までの期間を、高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）の発生リスクが高くなることから、“高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間”と定め、防疫強化にあたっています。

国内において過去最大の発生がみられた昨年度においては、10月24日に北海道で回収された野鳥の糞便からHPAI H5N8 亜型ウイルスが検出され、11月5日には香川県の採卵鶏農場においてHPAIの発生が認められています。九州では、11月13日に鹿児島県出水市のツルのねぐらの水からウイルスが検出されており、11月25日に福岡県の肉用鶏農場で発生しています。

これらの事例から、HPAI発生防止に向けた対策は、『11月に入ってから』ではなく、『11月に入る前に』済ませておき、11月から翌年4月までは、維持する必要があります。

熊本県では、防疫強化対策の一つとして、一斉自己点検の通知を県内の養鶏場（小規模含む）に発出しています。内容としては、飼養衛生管理基準の中で、農場内及び家きん舎内にウイルスを持ち込まないために特に重要な以下の項目となっています。（括弧内は飼養衛生管理基準の項目番号）

- ・衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（13）
- ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（14）
- ・衛生管理区域に立ち入る車両消毒等（15）
- ・家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（20）
- ・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（21）
- ・野生動物の侵入防止のためのネットの設置、点検及び修繕（24）
- ・ねずみ及び害虫の駆除（26）

これらの内容について、不備がある点については早急に対応をよろしくお願いいたします。

不明な点等がありましたら、家畜保健衛生所までお問い合わせください。



飼養衛生管理基準の一部改正について

飼養衛生管理基準について、令和3年9月24日公布、10月1日の施行により一部改正されました。この改正の中で、大規模農場において、飼養衛生管理者が一人あたり担当できる頭数について上限が定められています。詳細については以下のとおりです。

- 畜舎（家きん舎）ごとに飼養衛生管理者を配置すること、なお、屋根が連続しているなど、建物として連続性が認められる場合には同一の畜舎（家きん舎）と考えます。ただし、渡り廊下で繋がりが、建物としての連続性がある場合であっても、渡り廊下を渡る際には長靴の交換又は消毒が必要になるなど、別の畜舎（家きん舎）として考える必要があります。
- 同一の飼養衛生管理者が複数の畜舎（家きん舎）を担当する場合、次の頭羽数を超えないこと。

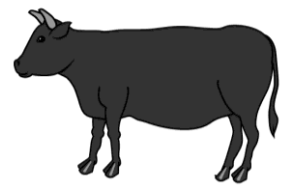
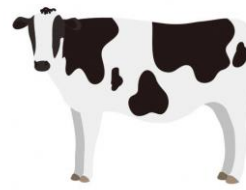
○ 牛の場合

【乳用雄、交雑種以外】※1

- 24ヵ月齢以上 → 200頭
- 4～24ヵ月齢未満 → 3,000頭

【乳用雄、交雑種】※2

- 17ヵ月齢以上 → 200頭
- 4～17ヵ月齢未満 → 3,000頭



※1：主に繁殖農家及び酪農家に適用 ※2：主に肥育農家に適用

○ 豚の場合

- 繁殖豚 → 3,000頭
- 肥育豚（10ヵ月未満） → 10,000頭



○ 家きんの場合

- 鶏及びうずら → 10万羽
- あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 → 1万羽



○ その他

- 水牛 → 200頭
- 鹿、めん羊、山羊 → 3,000頭

近隣諸国の海外悪性感染症

病名	型	発生地（国）	畜種	発生日月日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	ロシア	家禽・野鳥	令和3年9月1、3日
	H5N2	台湾	家禽	令和3年8月9日
	H5N5	台湾	家禽	令和3年9月24日
	H5N6	ベトナム	家禽	令和3年8月26日
	H5N8	ベトナム	家禽	令和3年9月13日
アフリカ豚熱 (ASF)		韓国	野生イノシシ	不明
		中国	豚	令和3年9月4日
		香港	野生イノシシ	令和3年9月1日
		マレーシア	豚・野生イノシシ	令和3年8月9日
口蹄疫 (FMD)		モンゴル	羊・山羊	令和3年6月28日、8月6、7日

令和3年(2021年)10月1日現在